

～ 特例承継計画（様式第21）作成に係る質疑応答集 ～

Q. 特例承継計画提出についての問い合わせはどこにすればよいか。

A. 北海道庁の経済部地域経済局中小企業課小規模企業係（TEL：011-206-0494）へお願いいたします。

Q. 来庁して相談したいが可能か。

A. 問題ございませんが、担当者が不在の場合もありますので、事前にご連絡をお願いいたします。

Q. 代表者が2名以上の場合は代表者の氏名はどう書けばよいか。

A. 対外的に代表者として記載している代表者の氏名を記入すれば良く、必ずしも後継者の氏名である必要はありません。

Q. 申請書に押印は必要か。

A. 不要です。

Q. 複数事業を行っており、主たる事業内容が判別できない場合はどの事業を書けばよいか？

A. 事業実態に応じて、従業員数の配分、営業収益の割合、営業の規模などを総合的に勘案して判断します。

Q. 閉鎖事項証明書が必要な場合はどのような場合か？

A. 特例代表者がすでに代表者を退任している場合で、過去に代表者であった旨の記載が履歴事項全部証明書にない場合は必要です。

Q. 特例承継計画提出後に特例後継者を変更することは可能か？

A. 事業承継税制の適用を受ける前であれば可能です。また、特例後継者が事業承継税制の適用を受けた後でも、特例後継者を2人又は3人記載した場合であって、まだ株の贈与(相続)を受けていない者がいる場合は当該特例後継者に限って変更することが可能です。

※変更する場合は変更申請書（様式第24）の提出が必要です。

Q. 特例承継計画に記載した株式の承継時期よりも実際の贈与（相続）の時期が早くなった（遅くなる）場合でも認定は受けることができるか？

A. 時期はあくまで承継する時期の予定になりますので、時期がずれても問題ありません。

Q. 贈与後に特例承継計画の提出は可能でしょうか？

A. 贈与後の提出も可能です。贈与後、認定申請書の提出時に併せて特例承継計画を提出いただくこととなります。また特例承継計画の提出前に相続が発生した場合であっても、認定申請書と併せて特例承継計画を提出いただくことが可能です。

Q. 贈与を実施する予定で特例承継計画を提出し、確認を受けたが贈与前に相続が発生した。この場合特例承継計画は再提出が必要か？

A. 不要です。

Q. 計画を提出してからどのくらいの期間で確認書がもらえるのか？

A. 特例承継計画の標準処理期間は1か月となっております。ただし書類の修正・追加の期間は含めませんので、実際には1か月より伸びる可能性もございます。

Q. 以前は従業員数証明書が提出必須だったと思うが、現在は不要なのか？

A. 平成31年4月1日申請分から従業員数証明書の提出は不要となりました。

Q. 先代の父から息子への相続を見越して遺言書を作成した。いつ発生するかわからない相続について特例承継計画を提出することは可能か？

A. 可能です。令和6年3月31日までにご提出ください。

Q. 先代（父）→息子の第一種特例贈与認定に加えて、母→息子の第二種特例贈与認定も検討している。この場合特例承継計画は2つ作成するのか？

A. 1つで問題ありません。第一種特例贈与の特例代表者、特例後継者が記載された特例承継計画があれば第二種特例贈与認定については別途、特例承継計画を作成する必要はありません。

Q. 特例承継計画の提出時にはまだ先代が代表権をもっている問題無いか？

A. 問題ありません。ただし贈与時には、代表者を退任している必要があります。